

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" data-bbox="169 952 770 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p><u>(教育企画室長専決事項)</u></p> <p>第6条 <u>教育企画室長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(教育企画室の<u>課長</u>の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、<u>課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校施設課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	[略]			室長	[略]			[略]				<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" data-bbox="855 952 1457 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育次長</td> <td><u>他の教育次長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p><u>(教育次長共通専決事項)</u></p> <p>第6条 <u>教育次長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(教育企画室の<u>課長等</u>の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、<u>課長及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校施設課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>営繕担当課長専決事項</u></p> <p>(1) <u>施設の整備に関する技術的指導に関すること。</u></p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	[略]			教育次長	<u>他の教育次長</u>			室長	[略]			[略]			
決裁権者		代決権者																																									
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	[略]																																										
室長	[略]																																										
[略]																																											
決裁権者	代決権者																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																								
教育長	[略]																																										
教育次長	<u>他の教育次長</u>																																										
室長	[略]																																										
[略]																																											
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																											

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。